

全養協通信

平成20年6月20日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

厚生労働省・国の動き

1. 子どもの安全を最優先に、積極的な取り組みを

～ 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議開催(6月17日) ～

(1) 都道府県等本庁の主管課長と児童相談所長の合同会議

6月17日(火)、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議が厚生労働省で開催されました。

最初に舩添要一厚生労働大臣から、岩手・宮城内陸地震で被災した児童に対して、関係団体が連携して児童の心のケアに向けて取り組みたいとした上で、今回の会議を、各都道府県・指定都市等の児童福祉主管課長と、児童相談所長の合同会議として開催する目的は、主管課と児童相談所が一体となり、児童虐待防止に向けた取り組みを積極的に進めていくための説明がありました。

(2) 平成19年度の児童相談所における虐待相談対応件数、4万件を超える

また舩添大臣からは、平成19年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数(速報値)が4万件を超え、過去最高を更新したことが報告されました。

このような中、児童虐待による死亡事故等が絶対にならないように、児童相談所が最後のセーフティネットとして機能するよう、子どもの安全を最優先に、施行された改正児童虐待防止法の趣旨に沿って、(疑わしい家庭等に対して)立ち入るべきは立ち入り、日常の児童相談所業務が適切に行われているか、常に確認をすることを求めました。

(3) 児童福祉法等一部改正案の審議状況について

あわせて、現在国会で審議が進められている児童福祉法等一部改正案の審議状況について舩添大臣は、本来であればこの会議は、「成立した改正法をもとに、児童虐待を防ぎ子どもの安全のために闘っていく」ための場とするところであったが、衆・参のねじれ現象により、6月17日現在参議院で審議が止まったままであること、できれば今国会での成立をめざしつつ、最低限継続審議として、次の臨時国会で成立をめざすことが説明されました。

(4) 被虐待児受入加算について、実態に即した積極的な活用を

雇用均等・児童家庭局総務課 虐待防止対策室からは、「被虐待児受入加算費」運用についての要請がありました。説明の要旨は次のとおりです。

『被虐待児受入加算については、局長通知(平成16年5月17日付/雇児発第0517001号)において、児童入所時当初は当加算の対象となっていない児童であっても、その後の施設入所期間中において、過去に虐待を受けていたと思われるもので、児童相談所において虐待を受けていたと認めた児童に対しては、本制度が適用されることが明記されている。虐待を受けた児童のケア充実のため、本制度の主旨をふまえ各児童相談所においても適切な対応をはかられたい。』

2. 地方分権改革推進委員会 福祉施設の最低基準等あり方見直し提起、保育所最低基準位置づけ見直しを勧告(5月28日) ～ 全社協・全国保育協議会は緊急提言と要請行動を実施 ～

(1) 福祉施設の最低基準等に言及、保育分野を中心に入所要件見直し、直接契約方式の採用、指導監督権限の移譲を提起

地方分権改革推進委員会は5月28日、「第1次勧告～生活者の視点に立つ『地方政府』の確立～」(以下「勧告」)を公表し、5月30日に福田首相に提出しました。

「勧告」では、福祉施設の最低基準等について、次のとおり言及しています。

保育所や老人福祉施設等の各種福祉施設については、床面積、廊下幅、設けるべき部屋などの施設整備基準や、入所定員、入所者の処遇などの運営基準、職員配置基準が全国一律の最低基準として定められている。このため地域の知恵と創意工夫を生み出す芽を摘み取ってしまい、住民の多様な福祉サービスに対応し難い状況が生まれてしまう。したがって、まず施設設備基準のあり方を見直すとともに、その他の基準についても、義務付け・枠付けの見直しとあわせて、さらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。

老人福祉施設及び児童福祉施設に関する都道府県の設置認可等について、市町村への権限移譲を進める。

保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置づけを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館及び認可外保育施設に関するものは、市に移譲する。あわせて、児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設に関するものは、特例市に移譲する。

(2) 全国保育協議会、本勧告に対して緊急提言と要請行動

～ 児童福祉施設最低基準は国の責任で定めるべきことを表明～

本勧告に対して、全社協・全国保育協議会では緊急提言を取りまとめ、6月11日には地方分権改革推進委員会事務局(内閣府)、厚生労働省、国会議員等を訪問し、「子どもの育ちの保障は、『未来への投資』である」「児童福祉施設最低基準は、国の責任として定めるべきである」こと等を内容とする緊急提言を行いました。

今後、全国保育協議会では、各都道府県知事等自治体関係者や地元国会議員等にも意見を伝えていく取り組みを進めることとしています。

【全国保育協議会の緊急提言】

地方分権改革推進委員会「第1次勧告」に対する緊急提言

地方分権改革推進委員会は五月二十八日の第一次勧告で「地域ごとの実情や個性の違いを考慮せず、国が全国画一的に定める基準を一律に当てはめることは、地域活性化の障害となる危険性がある」とし、国の児童福祉施設最低基準等の地方自治体への移譲を求めた。

これについて、全国二万千か所会員を有する全国保育協議会は、全国二百万人以上の子どもと子育て家庭に対応している保育現場を崩し、格差を広げ、後退させるとの危機をもって、第一次勧告に対し緊急に提言する。

一、子どもの育ちの保障は、「未来への投資」である

子どもはわが国の財産であり、発達の保障は「未来への投資」である。「子どもと家族を応援する日本」重点戦略による「次世代育成の新たな制度体系の設計」の実現は、長期的にはわが国の社会経済を発展させるものである。これを最優先とし、国は財政投入の意思決定を行うべきである。

二、地域の保育所インフラを活かし、子どもを豊かに育てる

子どもはおとなや社会のなかで育つ、その育ちの権利の保障は国の責任である。保育サービスの第一義的な利用者は子どもである。地域に密着する保育所インフラを活かし、適切に保育サービスを利用させるためには、市町村が役割を果たしていく仕組みを引き続き堅持されたい。

三、児童福祉施設最低基準は、国の責任として定めるべきである

保育所は子どもの最善の利益を保障する児童福祉施設である。その最低基準は、国がその理念を実現するために、全国の保育所が一定の保育水準を確保するよう定め、もって地方の職員配置等の基準の下支えとなっている。児童福祉施設最低基準を地方自治体に移譲することは反対である。

四、「地域ごとの実情や個性の違い」は国の最低基準に積み上げるものである

勧告にある「地域ごとの実情や個性の違い」は、国の最低基準の基盤の上に積み上げるものでなければならない。とくに昭和三十二年の最低基準は、子どもの発達過程と保育の機能面から科学的・実証的に調査・検証し、保育の質の向上に資する基準のあり方を確立させるべきである。また勧告が副題とする「生活者の視点に立つ『地方政府』の確立」には「安かろう悪かろう」とせず、国の責任のもとに保育の「質」を向上するための制度的仕組みが不可欠である。さらに、保育サービスの量と質の整備には、地方自治体の財政状況等に配慮する政策が不可欠である。

五、福祉施設の認可等に関する事務の市への権限移譲は不相当である

市の財政規模や体制等、実態に照らし、慎重に議論すべきである。

六、認定こども園は子どもの最善の利益を保障する視点で判断すべきである

認定こども園の課題は、利用する子どもの発達と最善の利益のもとに実践内容の検証がなされていないことである。児童福祉施設の保育所の特性は、家庭と連携し生活をとおして養護と教育を一体的に提供することにあり、幼稚園とは基本的に機能の違いがある。子どもを主体として検証をするべきである。

七、市場原理による「直接契約方式」導入には反対する

保育ニーズは増えており、需給バランスがとれていない現状では、セーフティネットとして第一義に「保育に欠ける」子どもを排除してはならない。今後の「保育に欠ける」要件の見直しや「直接契約方式」の導入の是非の検討については、「市場原理の導入ありき」との議論ではなく、客観的に問題を明らかにし、総合的に検討すべきである。

平成二十年六月十一日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益丸

3. 厚生労働省「福祉人材確保重点実施期間」を実施

～ 7月21日から8月3日までの2週間、シンポジウム等を実施 ～

(1) 福祉人材の確保、定着をめざし、官民一体の取り組みを実施

厚生労働省（担当：社会・援護局福祉基盤課）と、関係団体で構成する福祉人材確保重点実施期間推進協議会（全養協も参加）では、福祉人材の確保・定着をはかるため、今年度から「福祉人材確保重点実施期間」を設けて、広報活動や福祉人材の交流事業を進めることになりました。平成20年度は、7月21日から8月3日までの2週間で実施されます。

(2) 「福祉人材フォーラム」を開催（平成20年7月27日(日)）

期間中の7月27日（日）には、東京国際フォーラム（東京都千代田区）を会場に、厚生労働省、全国社会福祉協議会の主催により「福祉人材確保フォーラム」を開催します。参加は無料です。詳細は下記ホームページからご覧ください。

福祉人材フォーラム関係ホームページ（開催要綱、申込み方法等）

<http://www.nw.fukushi-work.jp/symposium/>

4. 仕事と生活の調和をめざした働き方の改革を提言

～ 平成20年版少子化社会白書が公表される（4月22日） ～

(1) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等、この間の提言・報告を解説

内閣府は、「平成20年版少子化社会白書（少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書）」を公表しました。

白書では、第1部で、我が国の少子化の現状、将来推計人口等に基づく今後の人口減少・少子高齢化の見通しについて記述するとともに、少子化対策の取り組みとして、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」について解説しています。

第2部では、平成19年度に講じられた少子化社会対策について、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月閣議決定）における「4つの重点課題」と「重点課題に取り組むための28の行動」の項目に従い整理し記述しています。

(2) 人口減少の影響を試算、働き方の改革をめざす

将来の人口減少の影響として、若者、女性、高齢者などの労働市場参加が進まず、少子化の流れを変えることができなければ、2050年の労働力人口は4,228万人と、現在（2006年）の6,657人の3分の2弱の水準まで落ち込むことが見込まれるとしています。

国民の希望する結婚や出産・子育ての実現により少子化の流れを変えるためには就労と出産・子育ての二者択一を迫られる状況を解消し、「女性が安心して結婚、出産し、男女とも仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるシステム」へと変革していくこと、すなわち仕事と生活の調和の実現を目指した働き方の改革を求めるとしています。

詳細は下記ホームページからご覧ください。

内閣府トップページ

共生社会

少子化対策

少子化社会白書

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/index-w.html>

全養協の動き、関係情報

5. 全養協「児童養護施設等における事件・事故の検証、対応のあり方検討委員会」第1回委員会を開催(6月10日)

～ 子どもの安心・安全な生活の営みのため、児童養護施設の運営等のあり方を検証 ～

全養協では、児童養護施設における子どもの権利侵害・虐待問題等について、昨年度の北海道大会アピールをふまえた対応を進めるため、「児童養護施設における事件・事故の検証、対応のあり方検討委員会」を設置し、6月10日(火)に第1回委員会を開催しました。

本委員会の構成は、全養協各専門部長(制度政策部、総務部、調査研究部、研修部)、中央推薦協議員のほか、外部の有識者(弁護士、元児童相談所職員)にも参画いただいています。

第1回委員会では、中田浩全養協会長から、児童養護施設の事件・事故については、社会的にも厳しい批判を受けかねない状況であり、法改正を念頭に今回の取り組みをとおして、全養協としての取り組みのあり方を探りたいとの説明がありました。その後、委員会委員長として高橋利一中央推薦協議員を選出し、協議を進めました。

今後、児童福祉法等一部改正案への対応をすすめるとともに、児童養護施設において、子どもの安心・安全な生活の営みと養育を提供するため、施設運営や職員の資質向上のあり方等について、全養協の事業と連携した取り組みを進める予定です。

6. 永年勤続職員報告書の提出にご協力ください

～ 「第62回全国児童養護施設長研究協議会」で顕彰を行います ～

本会では、児童養護施設に20年以上勤務する職員(施設長を除く職種)に対し、全国児童養護施設長研究協議会の場において、本会会長より感謝を表しております。

本年度は、11月19日(水)～21日(金)に開催される「第62回全国児童養護施設長研究協議会」(高知県高知市)の第1日目に、顕彰を行う予定です。

該当する職員がおられましたら、今回同封した「永年勤続職員報告書の提出について」をご参照の上、7月25日(金)までに全養協事務局までご提出くださるようお願いいたします。

7. 「第31回児童養護施設職員研究奨励賞(松島賞)」実践研究募集

～ 児童養護施設職員のみなさんの実践研究を募集します ～

家庭・地域における子どもの養育機能の低下、児童虐待の急増などにより、児童養護施設の役割と子どもの養育の質的向上はますます重要性を増しています。

このような中、児童養護施設職員の実践を高めることを目的に、全養協では「第31回児童養護施設職員研究奨励賞(松島賞)」を同封の要綱により募集します。

応募は各都道府県協議員あて、平成20年7月11日(金)までにお申込みください。

8 . 「第 28 回児童文化奨励絵画展」作品募集

～ 「全国児童養護施設長研究協議会」の会場を彩ります～

全養協では、児童養護施設の子どもたちの豊かな成長をねがい、日々の生活を子どもたちがいきいきと表現できるよう、創造的な文化活動を奨励する一環として、「児童文化奨励絵画展」を実施します。別添要綱をご参照の上、平成20年9月8日(月)までに、各都道府県・指定都市児童養護施設協議会事務局まで送付ください。

作品は、今年も「全国児童養護施設長研究協議会」の会場を彩るとともに、優秀作は季刊「児童養護」表紙等への掲載も予定しています。ぜひご応募ください。

<今回お送りしている資料>

全養協通信 195 (このニュースです)

永年勤続職員報告書のご提出について (全社児発第 211 号 / 平成 20 年 6 月 12 日)

〃 児童養護施設永年勤続職員報告書

第 28 回児童文化奨励絵画展の作品の募集について (お願い)

(全社児発第 210 号 / 平成 20 年 6 月 12 日)

平成 20 年度 第 28 回児童文化奨励絵画展 実施要綱

〃 応募票

第 31 回児童養護施設職員研究奨励賞 (松島賞) の募集について

(全社児福発第 86 号 / 平成 20 年 6 月 10 日)

〃 募集要綱